

只木ゼミ前期第2問検察反対尋問レジュメ

文責：2班

1. 保全利益が侵害利益を上回るかの判断要素が、衝突する法益の要保護性に関するすべての客観的事実というのでは利益衡量の限界が設定されていないため、結果として国家の恣意的な法益判断が介在することにならないか。特に本件のような不法な目的で行われた行為について、すべての要素を採用することは妥当といえるのか。
2. 弁護レジュメ1頁28行目「外見上は法益侵害(侵害または危殆化)が生じているように見えても、実質的には侵害されるべき法益そのものがもはや存在しない。」とあるが、どの犯罪類型においても法益そのものが不存在であると言い切れる理由は何か。特に本件のような傷害罪が問題になる事案においては純然たる個人的法益であっても、そこに認められる自己決定権は必ずしも無制約のものではなく、個人の生命等のように処分可能な放棄・処分の法的有効性が認められず、その法益の法的保護が貫徹され、侵害されるべき法益が存在する場合がありますのではないか¹。

15

以上

¹ 井田良「講義刑法学・総論[第2版]」(有斐閣, 2018)349頁参照。